

日本腎不全看護学会誌投稿規程

1. 投稿者の資格

投稿者である著者および共著者は、原則として、本学会員（賛助会員を除く）とする。

但し、編集委員会から依頼された原稿ならびに、下記の条件についてはこの限りではない。正会員の有資格者に該当しない共同研究者については、掲載料として掲載採択後に 5,000 円を学会に納めることとする(掲載料払込連絡票：http://ja-nn.jp/uploads/files/payment_info_2025.pdf)。最終原稿とともに振込み控えを提出する。

2. 原稿の種類

原稿は、腎臓病予防および腎臓病全般にかかわる看護の発展に寄与するもので、他誌（国の内外を問わず）にすでに発表あるいは投稿されていないものに限る。本誌投稿中、他誌への投稿をしてはならない。原稿の種類を明示して提出する。原稿の種類は、総説、原著、実践報告、資料、その他であり、それぞれの内容は下記のとおりである。

(1) 総説

腎臓病予防および腎臓病全般にかかわる看護に関する特定のテーマに関して、多面的に知見を集め、当該テーマについて幅広く概観し、考察したもの。

(2) 原著

腎臓病予防および腎臓病全般にかかわる看護の発展に寄与すると認められるものであり、オリジナルなデータもしくは分析に基づいて、新しい知見と実践への示唆が論理的に示されているもの。

(3) 実践報告

腎臓病予防および腎臓病全般にかかわる看護の発展に寄与すると考えられる実践に関する報告であり、その看護の実際を論文形式にまとめたもの。

(4) 資料

腎臓病予防および腎臓病全般に関する提案・提言、有用な調査や文献検討により、研究や実践活動の参考となり、公表の意義があると認められるもの。

(5) その他

理事会・編集委員会からの依頼原稿、編集委員会が特別に掲載を認めた委員会報告、慢性腎臓病療養指導看護師（CKDLN，旧透析療法指導看護師）の事例報告など。慢性腎臓病療養指導看護師（CKDLN，旧透析療法指導看護師）の事例報告は、慢性腎臓病療養指導看護師

（CKDLN，旧透析療法指導看護師）の認定更新時に提出された事例報告のうち、認定委員会の推薦を得たものに限る。認定委員会が示す提出要項に沿って投稿する。

3. 倫理的配慮

以下の倫理的配慮について本文中に明記する。

(1) 人を対象とする研究を実施する際には、世界医師会ヘルシンキ宣言に従い、文部科学省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を遵守して実施する。

①研究参加に関する対象者の自己決定の権利を保障する。

②対象者のプライバシーを尊重する。

③対象者の匿名性と秘密保持に関する権利を保障する。

(2) 倫理審査委員会もしくは施設長の承認を得ていることを、承認番号とともに本文中に明記する。

4. 謝辞および助成

研究の実施や論文執筆に貢献した者がいる場合は、必要時「謝辞」の項を設けて謝意を記す。
また、研究にあたり研究助成がある場合は、本項に助成機関名とその旨を明記する。

5. 利益相反

利益相反とは、「外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる、または損なわれているのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態」（厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針）を指す。

本文中の末尾に「利益相反」の項を設け、研究の実施や論文作成における利益相反の有無を記載する。利益相反となるような支援を受けた場合には、その旨を明記する。利益相反となる状況がない場合には「本研究における利益相反は存在しない」と明記する。

6. 原稿の受付および採否

- (1) 原稿の受付は随時行い、受付日は、原稿がオンライン投稿審査システムに投稿された日とする。
- (2) 原稿の内容が本学会の主旨に沿わないもの、投稿手続および原稿の執筆要項に則していないものは、受け付けない。
- (3) 原稿受付時にはメールにて受理通知を行う。ただし、投稿原稿に不備がある場合はメールで差し戻しが行われる。
- (4) 原稿の採否は査読を経て編集委員会が決定する。査読結果は、オンライン投稿システム上で提示し、最終の採否判定に関しては通知書を投稿者に送付する。
- (5) 編集委員会は、査読結果をもとに投稿原稿の修正および原稿の種類の変更を著者に求めることがある。修正を求められた場合は、査読結果通知書の日付から 60 日以内に再提出する必要がある。61 日以上再提出されない場合、投稿を辞退したものと見なす。ただし、病気や災害などにより投稿者から申し出がある場合はその内容を編集委員会で検討し、考慮する場合もある。
- (6) 再提出する投稿論文は、加筆・修正箇所が査読者に分かるように、下線もしくは色を変えるなど明示する(校閲機能不可)。また、1つの査読コメントに対し、1つの回答をつける「査読意見に対する著者意見書(レスポンスシート)」を作成し、再提出する論文とともに提出する。
- (7) 投稿された論文は理由の如何を問わず返却しない。

7. 投稿手続

- (1) 原稿は、電子ファイルにて編集委員会用と査読用の 2 種を作成し、オンライン投稿システムにアップロードする。

オンライン投稿システム：

<https://service.gakkai.ne.jp/society-member/auth/submit/JANN>

この際、各原稿とともに「日本腎不全看護学会誌投稿原稿表紙」の（編集委員会用）と（査読用）に必要事項を記入して添付する。査読用の原稿および表紙には、著者が特定されないように著者名および所属機関名が特定される名称やそれに類する事項（謝辞など）は記載しない。

- (2) 図表の一式を MS Word, Excel などのソフトで作成したファイルに格納し、オンラインシステムにアップロードする。
- (3) 投稿論文の確認シートで必要事項を確認し、チェックしたシートをアップロードする。

8. 原稿執筆の要領

- (1) 原稿は、本文、文献、図表を含めて下記の文字数以内とし、図表は、それぞれ 1 点を 400 字に換

算し、A4 版横書き、1 ページ 40 行、1 行 40 字の 1,600 字にて作成する。

①原著：16,000 字以内、400～600 字の和文要旨および 300 語程度の英文要旨をつける。英文要旨については、英語を母国語とする者もしくは同等の英語力のある者のチェックを受けること。また、それぞれの要旨の後に日本語および英語のキーワードを 5 つ以内で記載する。

②総説・実践報告・資料：16,000 字以内、400～600 字の和文要旨をつける。

③その他：CKDLN 特別枠の事例報告は、要旨は必要ない。

(2) 外国語はカタカナで、外国人名、和文が定着していない学術用語などは原則として活字体の原綴で書く。

(3) 論文中にたびたび繰り返される用語は略語を用いてもよいが、抄録、本文とも初出のとき正式の語を用い、その際（以下、・・・と略す）と断る。

(4) 他の文献から、表・図・写真などを引用する場合は、著作権保護のため、当該文献の著作権を有する原出版社または原著者の了解を得て、その旨を該当図表の下部に明記すること。

(5) 図、表および写真は図 1、表 1、写真 1 などと番号をつけて、本文とは別に各図表ひとつにつき 1 枚で作成する。また、本文原稿右欄外にそれぞれの挿入位置を指定する。

(6) 文献の記載方法は下記に従う。

① 本文中における直接引用の場合

直接引用であることを明示するため、引用部分をかぎ括弧でくくり、著者名、発行年次、出典ページ数を括弧内に記す。

(例) 腎田 (2010, p. 22) は、「長期透析患者の・・・」と述べている。

「長期透析患者の・・・」(腎田, 2010, p. 22) とされている。

② 本文中の文献表示方法

本文中に著者名、発行年次を括弧内に記す。

(例) 腎田 (2014) は、長期透析患者の看護について 5 つのポイントを示している。

長期透析患者の看護には 5 つのポイントがあるといわれている (腎田, 2014)。

③ 文献リストは本文の末尾に著者名のアルファベット順に列記する。ただし、共著者は 3 名まで記載し、○○他もしくは「et al.」と記す。2 行にわたる場合は、2 行目以下を 2 文字下げる。

【雑誌掲載論文】

著者名。(発行年次)。論文の表題。掲載雑誌名、巻(号)、最初のページ数ー最後のページ数。

(例) 腎田花子。(2005)。透析看護のネットワークシステムの現状。日本腎不全看護学会誌, 56(7), 212-225.

Nippon, H., Jin, F. (2001). Experience of palliative care in nephrology nursing.

Journal of Nephrology Nursing, 32(1), 123-130.

(例:著者が 3 名以上の場合)

腎田花子, 山腎郁也, 下大腎子, 他 (2007)。腎不全看護の実態。日本腎不全看護学会誌, 1(1), 301-310.

Nippon, H., Jin, F., Jinzou, F. et al. (2002). Experience of palliative care in nephrology nursing, 32(1), 223-230.

【単行本】

著者名。(出版年次)。書名(版数)。発行元。

(例) 腎田花子。(2002)。日本における腎不全看護の歴史。日本腎不全看護出版。

腎田花子, 日本太郎, 田中花子他編著。(2008)。腎不全看護の歴史ー日本と諸外国の比較

ー. 日本腎不全看護出版.

【翻訳書】

原著者名. (原書出版年/翻訳書出版年). 翻訳者名 (訳), 翻訳書名. 発行元.

(例) Nippon, H., Jin, F. (2001/2005). 腎田花子 (訳), 腎不全看護における緩和ケア. 日本腎不全看護出版.

【オンライン出典】

DOI (Digital Object Identifier) とは, インターネット上のドキュメントに恒久的に与えられる識別子である.

①DOI のある場合

著者名. (発行年次). 論文の表題. 掲載雑誌名, 巻 (号), 最初のページ数-最後のページ数. doi : DOI 番号

(例) 腎田花子. (2010). 透析看護のネットワークシステムの開発. 日本腎不全看護学会誌, 56 (7), 212-225. doi : 10-1000

②DOI のない場合

著者名. (発行年次). 論文の表題. 掲載雑誌名, 巻 (号), 最初のページ数-最後のページ数. URL

(例) 腎田花子. (2005). 透析看護のネットワークシステムの現状. 日本腎不全看護学会誌, 46 (2), 112-125. <http://jinfuzen.com/magazine.html>

【Web ページにおける更新されうるコンテンツを引用する場合】

出版データ (著者名. (記載年次). 表題) のあとに URL を記し, 検索日を括弧内に記す.

(例) 日本腎不全看護学会. ABCD マニュアル. <http://jinfuzen.com/> (検索日 2015 年 8 月 1 日)

9. 論文種類と査読基準

査読基準は以下の通りであり、論文種類によって重視するカテゴリーが異なる。

	総説	原著	資料	実践報告 その他
慢性腎臓病を有する人に対する看護学として意義ある内容か				
①慢性腎臓病を有する人に対する看護学としての新しい知見を有しているか (新規性)	○	◎	○	
②慢性腎臓病を有する人に対する看護学を発展させる新たな可能性を切り開 いているか (創造性)		◎	○	
③慢性腎臓病を有する人に対する看護学としての重要な知見を有しているか (重要性)	◎	◎	○	○
④慢性腎臓病を有する人に対する看護学実践を改善・進展させるために有用 か (有用性)	○	◎	○	○
研究の厳密性は保たれているか				
①研究目的は明確か	○	◎	○	○
②目的に沿った研究方法が用いられているか	○	◎	○	○
③分析方法は適切に用いられているか	○	◎	○	○
④結果に基づき十分・的確に考察されているか	○	◎	○	○
論文の構成は適切か				
①投稿規程に沿っているか	○	○	○	○
②研究の全容が明確かつ適切に示されているか (題名・抄録・本文・文献・図 表・付録含め)	○	◎	○	○
③全体の構成や文章は論理的で矛盾がないか・論旨は一貫しているか (英文 含め)	○	◎	○	○
倫理的な問題はないか				
①研究対象者への倫理的配慮は十分になされているか	◎	◎	◎	◎
②投稿における研究者倫理は守られているか	◎	◎	◎	◎

◎ 非常に重要 ○重要

査読基準		備考
題名	・論文の内容と整合性があり、その内容を反映している。	
要旨	・目的、方法、結果、考察、結論が明瞭に記載されている。 ・英文の要旨については、英文の内容や表現が適切であり、和文と英文の内容が整合している。	
序論	・研究の背景として、先行研究の十分な国内外の文献検討をもとに論理的に研究課題が導かれている。 ・用いられている理論的基盤が、研究領域や研究課題と合致している ・研究の意義が明確に示されており、慢性腎臓病を有する人に対する看護学の発展に寄与するものである。	○原著の場合、 <u>着眼点に新規性と、創造性</u> が期待できることが重要である。
目的	・研究の目的は明確である。	
用語の定義	・研究課題に沿った用語の定義がなされている。 ・定義された研究概念と調査内容に整合性がある。	
方法	・研究デザイン：研究デザインは、研究課題に即した適切なものである。 ・研究対象：研究対象、標本および母集団は、研究課題と適合している。 ・対象者の選択条件（除外条件）が明記されている。 ・調査内容・測定指標：調査内容、測定指標が明確に示されており、研究課題・目的と合致している。 ・分析方法：データの分析方法が明示され、研究課題に即して適切な方法である。 ・ 適切な倫理的配慮が明記されている	○原著の場合、研究方法の <u>全てにおいて</u> 、研究の目的に適した <u>厳密性</u> が必要である。
結果	・オリジナルのデータに基づく結果を正確に示している。 ・図表の使い方が適切であり、適切なタイトルが示されている。 ・分析方法と結果の示し方が一致している。 ・順序だてて、わかりやすく説明されている。	
考察	・考察の冒頭には研究課題・目的に対して、得られた結果を要約し、その後どのような考察をして行くかが明記されている。 ・得られた結果に対する考察である。 ・研究仮説（がある場合）と結果の関連が示されている。 ・結果に対する解釈は妥当であり、飛躍はない。 ・先行研究の結果との適切な比較がある。・研究の限界や実践への示唆、今後の研究に続く示唆について述べられている。	
結論	・研究から得られた結果をまとめ、研究の有用性、持続性、発展性が述べられている。	
倫理的配慮	・日本腎不全看護学会誌の投稿規程の倫理的配慮が守られている。 ・原則として、研究者所属施設、あるいはデータ収集施設の倫理審査委員会の承認を得ている。 ・研究実施の全プロセスにおいて必要な倫理的配慮がなされている。 ・対象者への研究参加の説明と自由意思による同意の手続きが適切に行われている。 ・対象者が研究による心身の負担、苦痛や不快、危害、不利益を受けない配慮がなされている。 ・投稿における研究倫理（引用文献の明記、重複投稿など）が守られている。 ・利益相反の有無について記載がある。	

<量的研究の視点>

- ①概念枠組みが明確で，研究目的と整合性がある．
- ②仮説と仮説に基づく変数は，概念枠組みに示される測定概念を反映したものである．
- ③データを収集した手段には，信頼性と妥当性がある．
 - ・研究対象のサンプルサイズ，セクションバイアスに対する考慮がなされている．
 - ・対象の抽出方法（リクルート方法，調査期間，調査地域など）が明記されている．
- ④介入を行う場合は，介入の内容と評価方法が明確に記述されている．
- ⑤測定指標の信頼性と妥当性が明記されている．
- ⑥目的に即した，適切な統計方法がとられており，用いた統計ソフトも説明されている．
- ⑦仮説に対して検証されており，適切に考察がされている．

<質的研究の視点>

- ①研究目的に応じた，適切な研究デザイン（エスノグラフィー，事例研究，現象学的研究，ナラティブ研究，グラウンデッドセオリーなど）が選択されている．
- ②研究目的と合致する対象が選択されている．
- ③研究目的に沿って十分なデータが得られるよう，対象抽出がされている．
- ④データの信憑性がある（インタビューガイド，デバイスなどデータ収集のために用いたツールが具体的に記載されている）．
- ⑤分析の厳密性を確保する方法（メンバーチェックなど）が明記されている．
- ⑥データに基づいて抽象化する（カテゴリー・概念などを生成する）過程が，他者が追視できるほど明確に記述されている．
- ⑦分析結果は明晰に記述されている（得られたデータと分析結果は区分され，わかりやすく示されている）．
- ⑧研究結果に対する転用可能性について，限界をふまえて考察がされている．

<実践報告の視点>

- ①実践報告のテーマが明確である．
- ②報告の目的が簡潔に記されている．
- ③目的と合致する事例が選択されている．
- ④目的に沿って展開された看護の実践内容が具体的に記載されている．
- ⑤倫理的配慮が行われており，公表について関係者の同意および関係機関の承諾を得ていることが記載されている．
- ⑥実践に対する結果が明晰に記述されている（実践内容と患者などの対象者の反応が分かりやすく示されている）．
- ⑦実践に対する結果について，文献を用いて多角的に考察がされている．
- ⑧今後の看護実践への示唆がある．

10. 著作権

- (1)著作権は，本学会に帰属する．学会誌掲載後は本学会の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる．
- (2)学内リポジトリへの掲載について

本学会誌に掲載された論文を，著者が所属機関の図書館などの Web ページ等に再掲載する場合，本学会は以下のことを条件に再掲載を認める．この場合は，本学会への申請手続きは不要である．

①公開を認める論文は、本学会誌の出版社版に限る。

＊本学会ホームページで公開している会誌の PDF ファイルまたは本学会誌をスキャンしたもの

②公開場所は、著者個人の Web サイトおよび著者が所属する機関リポジトリに限る。

③公開にあたっては、出典を明示すること。

④論文の著作権は日本腎不全看護学会に属する

尚、日本腎不全看護学会誌に掲載された論文を書籍などへ再掲載する場合や、他誌に文章、図、表の一部を転載する場合には、本学会の承諾が必要となる。事務局に転載を希望の連絡をすること。

付則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 8 月 23 日に改定し、同日施行する。

この規程は、平成 21 年 8 月 22 日に改定し、同日施行する。

この規程は、平成 24 年 11 月 30 日に改定し、同日施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 2 日に改定し、同日施行する。

この規程は、令和元年 8 月 18 日に改定し、同日施行する。

この規程は、令和 4 年 3 月 14 日に改定し、同日施行する。

この規程は、令和 5 年 2 月 27 日に改定し、同日施行する。

この規程は、令和 5 年 11 月 30 日に改定し、同日施行する。

この規定は、令和 6 年 5 月 31 日に改定し、同日施行する。

この規定は、令和 7 年 8 月 23 日に改定し、同日施行する。